

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役 荻野和郎
社 長

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年6月27日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第56期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
第7号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策の導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonkohden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期、わが国においては、国民医療費の抑制と医療の質の向上を目的とした医療制度改革の一環として、平成18年4月に診療報酬の大幅な引き下げや包括評価対象病院の拡大が実施され、6月には医療制度改革関連法案が成立しました。医療制度改革の進展により、医療機関では医療の質の向上と効率化、医療の安全確保が急務となっており、病院と診療所との地域医療連携やITの活用、生活習慣病の早期発見・予防等が注目されました。これに伴い、医療機関の経営効率化への取り組みが一段と本格化し、医療機器業界においては全般的に引き続き厳しい経営環境となりましたが、大規模病院の機能強化を目的とした設備投資や、診療所の新規開業の増加といった動きも見られました。

海外においては、欧米企業のM&Aによる業界再編が加速する一方、アジア等の新興企業が商品力を強化し、極端な低価格戦略により先進国市場へも進出しており、企業間の販売競争や価格競争は一段と熾烈さを増しました。

このような状況下、当社グループは、当期を最終年度とする3ヵ年中期経営計画を鋭意実行し、経営基盤および経営体質の強化に取り組みました。商品では、医療機関のIT化や検査業務の効率化、医療の安全確保を支援する診断情報システム「Prime Vita」を発売する等、生体計測機器を中心に商品ラインナップの充実を図りました。国内では、グループ事業のさらなる効率化・最適化を図るため、基礎医学研究用機器の開発・生産を行っていた子会社、情報通信、情報処理システムの企画・開発およびコンサルティングを行っていた子会社を解散し、両社の事業を当社で継承しました。また、医療情報システムの開発・販売を行う㈱ベネフィックスの第三者割当増資を引き受けて子会社化し、病院向けシステム事業の拡大・強化を図りました。海外では、検体検査装置の設置台数の増加に伴い、検査試薬の製造・販売を行う日本光電フィレンツェ(株)をイタリアに設立しました。

この結果、当期の売上高は前期比7.0%増の966億7千9百万円となりました。損益面では、人員増強や業績対応分の賞与に対して期間損益の適正化を図るため引当金を計上する等販管費は増加したものの、増収効果や為替差益の寄与もあり、経常利益は前期比4.5%増の84億4千8百万円となりました。当期純利益は、前期において子会社清算による税負担軽減があったため、前期比12.7%減の50億5千2百万円となりました。

第1表 売上高・経常利益・当期純利益

区 分	前 期 (平成18年3月期)	当 期 (平成19年3月期)	前 期 比
売 上 高	90,367 百万円	96,679 百万円	107.0 %
経 常 利 益	8,083	8,448	104.5
当 期 純 利 益	5,788	5,052	87.3

< 市場別の状況 >

国内市場においては、私立病院向け売上は前期実績を若干下回りましたが、大学、官公立病院、診療所向けは前期実績を上回りました。大学、官公立病院では生体計測機器やシステムネットワーク商品が好調に推移し、診療所では新規開業支援ビジネスが着実に成果を上げました。また、平成16年7月から一般市民にも使用が認められた自動体外式除細動器（AED [Automated External Defibrillator]）は、PAD（Public Access Defibrillation/一般市民によるAEDを用いた除細動）市場を中心に急速に普及が進んでおり、順調に売上を伸ばしました。この結果、国内売上高は前期比4.1%増の747億5千万円となりました。

海外市場においては、アジア州は当期からトルコを欧州に区分変更した影響により前期実績を若干下回りましたが、米州、欧州は好調に推移しました。商品面では、全般的に好調に推移しましたが、特に生体情報モニタ、医療用品、血球計数器が売上増加に寄与し、この結果、海外売上高は前期比17.9%増の219億2千8百万円となりました。

< 商品群別の状況 >

「生体計測機器」では、国内は心電計群、心臓カテーテル検査装置のエンサイトEPワークステーション、携帯型パルスオキシメータは好調でしたが、脳神経系群は減少しました。海外は、脳神経系群、心電計群が順調に売上を伸ばしました。この結果、売上高は前期比7.0%増の164億8千1百万円となりました。新商品としては、ポータブルデジタル脳波計、筋電図・誘発電位検査装置、小型軽量の解析機能付心電計、心臓カテーテル検査用ポリグラフ、診断情報システムがあります。

「生体情報モニタ」では、国内は前期の大口商談の反動により減少しましたが、海外はベッドサイドモニタを中心に全地域で好調でした。この結果、売上高は前期比4.4%増の196億7千3百万円となりました。新商品としては、コンパクト型のセントラルモニタ、呼気炭酸ガスモニタがあります。

「治療機器」では、国内はペースメーカや人工呼吸器は減少しましたが、医療施設・救急車向けの除細動器や、PAD市場を中心にAED型除細動器は好調でした。海外は、医療施設・救急車向けの除細動器が好調でした。この結果、売上高は前期比8.2%増の134億8千8百万円となりました。新商品としては、新しい日本版救急蘇生ガイドライン（2005年）に対応したAED型除細動器があります。

「医療用品」では、国内はセンサ類やカテーテル類、検体検査試薬の消耗品が好調で、保守契約等の売上も前期実績を上回りました。海外も、中南米での大口商談もあり、消耗品が好調でした。この結果、売上高は前期比6.5%増の294億7百万円となりました。

「その他」では、国内は血球計数器や東芝製超音波診断装置、医療情報システム関連商品が順調に売上を伸

ばし、海外も血球計数器が好調でした。この結果、売上高は前期比9.9%増の176億2千7百万円となりました。新商品としては、普及型の診療所業務支援システム、救急用送信装置があります。

第2表 商品群別売上高

区 分	売 上 高	前 期 比	構 成 比
生 体 計 測 機 器	16,481 ^{百万円}	107.0 [%]	17.0 [%]
生 体 情 報 モ ニ タ	19,673	104.4	20.3
治 療 機 器	13,488	108.2	14.0
医 療 用 品	29,407	106.5	30.4
そ の 他	17,627	109.9	18.3
合 計	96,679	107.0	100.0
う ち 海 外 売 上 高	21,928	117.9	22.7

(2) 対処すべき課題

国内では医療制度改革が進展する中、平成18年4月に診療報酬の過去最大幅のマイナス改定、包括評価対象病院の拡大が実施され、6月には医療制度改革関連法案が成立しました。海外では欧米企業のM&Aによる業界再編や、アジア等の新興企業の進出によって競争激化が一層進んでいます。

このような当社グループを取り巻く医療環境の変化を踏まえ、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指し、平成21年度までの3カ年中期経営計画「SPEED UP」を策定いたしました。当社グループは、前中期経営計画「SPEED UP 1000」（平成16年度～平成18年度）で、経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立をテーマとし、企業価値向上のための諸施策を積極的に展開してきました。最終年度にあたる平成18年度につきましては連結売上高、連結経常利益、海外売上高比率のいずれも当初計画を上回る成果を挙げることができました。一方で、ROEと在庫削減は課題として残されました。新中期経営計画では、この成果および課題を踏まえ、前中期経営計画のテーマ「経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立」および経営ビジョン「医用電子機器メーカーとしてのグローバルブランドの確立」を堅持し、新たな長期経営目標として「平成24年度までに売上高1,400億円、営業利益率10%、海外売上高比率30%を目指す」ことを掲げています。まずは、平成21年度の目標である売上高1,130億円、営業利益102億円、海外売上高比率27%、ROE12%、在庫回転率7.4回の達成に向けて、当該計画の諸施策を着実に実行していきます。

商品戦略では、診断・治療・医療安全・業務効率の改善に寄与する高付加価値商品をタイムリーに提供するため、当社の基盤技術“ヒューマン・マシン・インターフェイス”であるセンサ技術や信号処理技術、無線技術、IT・ネットワーク技術を強化します。事業のグローバル化に対応するため技術開発体制を強化し、開発期間の短縮とコストダウン、そして高品質を追求していきます。また、特定健診、医療安全、病診連携システムソリューションなど医療制度改革に対応した市場ニーズの高い商品のラインナップを強化するとともに、地球環境保全のため環境に配慮した商品設計の促進を図ります。特に、成長が見込まれる医療機関の

IT化に対応するシステムネットワーク商品については、医療の質の向上、経営の効率化、医療機関の情報共有化に貢献する使い勝手の良い商品の提供を目指し、開発を進めていきます。また、産官学連携や他社とのアライアンスにより、開発の効率化や新分野の技術開発を進め、新規事業の創出に注力します。

生産・流通戦略では、グローバルな事業展開を支えるための生産体制の強化、品質の確保を進めます。また、生産効率の更なる向上と購買機能の強化によりコストダウンを推進するとともに、物流と海外生産との最適化により納期短縮、在庫削減、物流コストの削減を図ります。

国内販売戦略では、地域医療の核となる急性期病院とかかりつけ医における市場シェアを高め、修理・保守サービスや消耗品ビジネス等、商品納入後のランニング事業の強化を図ります。急性期病院市場では、診断・検査領域におけるシステムソリューションを中心とした販売展開を強化します。かかりつけ医市場では、新規開業支援ビジネスを引き続き強化します。新たに形成されたPAD市場では、AEDの普及を促進するとともに、ランニング事業を推進し、PAD事業の拡大を図ります。また、サービス体制を強化し、日本全国で質の高い均一なサービスを提供することにより、医療機関で急務となっている医療の安全確保に貢献し、顧客満足度の向上に努めます。

海外販売戦略では、米州、欧州、アジア州の3極販売体制を基本に、直轄販売網と代理店網との連携強化を図ります。また、各地域におけるサービス拠点の増強と技術力の向上を図り、アフターサービス体制の強化を図ります。

以上の諸課題に全力で取り組み、企業価値・株主価値の向上を目指します。

(3) 設備投資等の状況

当期は、総額29億8千6百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、EMC()試験設備、金型、測定器、IT機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

()EMC (Electro Magnetic Compatibility/電磁両立性)：電子機器が電磁ノイズを出さないこと。また、電子機器が電磁ノイズの影響を受けないこと。

(4) 資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 53 期 (平成16年3月期)	第 54 期 (平成17年3月期)	第 55 期 (平成18年3月期)	第 56 期 (当期) (平成19年3月期)
売 上 高(百万円)	83,133	83,807	90,367	96,679
経 常 利 益(百万円)	5,958	7,624	8,083	8,448
当 期 純 利 益(百万円)	3,678	6,562	5,788	5,052
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	80.90	145.21	128.56	114.12
総 資 産(百万円)	64,277	67,477	73,510	75,894
純 資 産(百万円)	34,459	40,122	45,540	48,864
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	769.37	902.66	1,025.40	1,101.41

- (注) 1. 第53期においては、国内市場が好調だったことに加え、海外市場の売上が大幅に伸び、増収増益となりました。
2. 第54期においては、海外市場が好調だったため、増収増益となりました。
3. 第55期においては、海外市場が好調だった一方、子会社清算に伴う税負担軽減等の反動により増収減益となりました。
4. 第56期については、「事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況
重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
日本光電北海道株式会社	90百万円	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電東北株式会社	120百万円	100	"
日本光電東関東株式会社	125百万円	100	"
日本光電北関東株式会社	91百万円	100	"
日本光電東京株式会社	149百万円	100	"
日本光電南関東株式会社	97百万円	100	"
日本光電中部株式会社	140百万円	100	"
日本光電関西株式会社	202百万円	100	"
日本光電中四国株式会社	175百万円	100	"
日本光電九州株式会社	80百万円	100	"
日本光電アメリカ株式会社	4,741千米ドル	100	"
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500千ユーロ	100	"
日本光電フランス有限会社	1,000千ユーロ	(100)	"
日本光電イベリア有限会社	850千ユーロ	(100)	"
日本光電イタリア有限会社	25千ユーロ	(100)	"
日本光電シンガポール株式会社	100千Sドル	100	医 用 電 子 機 器 販 売 促 進
日本光電コリア株式会社	200百万ウォン	100	"
日本光電富岡株式会社	496百万円	100	医用電子機器・トランスの製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20百万円	50	医療情報システム製品製造・販売
上海光電医用電子儀器有限公司	5,145千米ドル	59	医 用 電 子 機 器 製 造 ・ 販 売
N K U S ラ ボ 株 式 会 社	500千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
メディネット光電医療軟件上海有限公司	250千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
日本光電フィレンツェ有限会社	1,200千ユーロ	100	医用電子機器用の試薬製造販売
日本光電サービス株式会社	480百万円	100	医用電子機器修理・保守および部品販売
株式会社イー・スタッフ	20百万円	100	グループ総務関連・派遣業務

- (注) 1. 当社の議決権比率の()書きは、日本光電ヨーロッパ(株)の保有する議決権比率を示しています。
2. 上海光電医用電子儀器(株)については、出資比率を記載しています。

企業結合の経過

清算手続中でありました日本光電情報システム(株)は、平成18年10月31日付で清算終了しました。平成18年9月30日付で解散を決議した(株)光電エンジニアリングは、平成19年1月10日付で清算終了しました。

企業結合の成果

当社の連結子会社は25社です。持分法適用会社は(株)コンコルド電子工業の1社です。連結決算の概要は、「1.企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに保守・修理等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波、心電図、血圧、呼吸などの生体現象を計測記録する機器（脳波計、誘発電位・筋電図検査装置、心電計、ポリグラフ、呼吸機能検査装置など）および診断情報システムなど
生 体 情 報 モ ニ タ	集中治療室、手術室、一般病棟等で、心電図、呼吸、SpO2（動脈酸素飽和度）、NIBP（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする装置（セントラルモニタ、ベッドサイドモニタなど）および臨床情報システムなど
治 療 機 器	除細動器、心臓ペースメーカー、人工呼吸器、患者加温システムなど
医 療 用 品	記録紙・電極・試薬などの消耗品、カテーテル、保守パーツなど
そ の 他	血球計数器、救急用伝送装置、携帯型救急モニタ、超音波診断装置、トランスなど

(8) 主要な営業所および工場

営業所：当社のほか、国内市場については販売子会社10社が、海外市場のうち北米、欧州市場については販売子会社5社が、中国市場については合併会社が販売活動をしています。また韓国市場については韓国の子会社が、アジア（除く中国、韓国）・オセアニア市場についてはシンガポールの子会社が販売促進活動を行っています。

工 場：当社川本工場（埼玉県深谷市）
日本光電富岡(株)（群馬県富岡市）
上海光電医用電子儀器(有)（中国上海市）
日本光電フィレンツェ(有)（イタリアフィレンツェ）

(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国内会社	2,742 [348] 名	+108 名
海外会社	378 [38]	+29
合 計	3,120 [386]	+137

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。)です。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員(非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイム)の平均雇用人員です。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	300
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	120
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	70
株 式 会 社 群 馬 銀 行	70
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	70

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 45,765,490株（自己株式1,727,745株を含む）

(2) 株主数 5,713名（前期末比2,277名減）

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数
日本トラスティ・サーピス信託銀行株式会社（信託口）	3,285,800
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,390,400
株式会社 埼玉りそな銀行	2,096,875
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990,000
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,254,751
富士通株式会社	1,063,779
日本興亜損害保険株式会社	974,748
株式会社 三菱東京UFJ銀行	862,565
メロン バンク エヌイー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	737,400
日本トラスティ・サーピス信託銀行株式会社（三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイ ティンベストメンツ株式会社信託口）	600,000

(注) 当社は、自己株式 1,727,745株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

会社における地位、担当および他の法人等の代表状況等	氏名
代表取締役社長	荻野和郎
専務取締役（営業担当）	中田秀明
専務取締役（荻野記念研究所長）	鎗田勝
常務取締役（総務人事部長）	神原宏臣
常務取締役（医療機器技術センタ所長）	鈴木文雄
常務取締役（日本光電富岡株式会社代表取締役社長）	篠崎國雄
取締役（生体情報技術センタ所長）	原澤栄志
取締役（商品事業本部長）	杉山雅己
取締役（海外事業本部長）	上平田利文
取締役（経営企画室長）	赤羽武
取締役（営業本部長）	土井治人
取締役（管理統括部長）	白田憲司
常勤監査役	伊地知温威
常勤監査役	斉藤久
監査役	青木邦泰
監査役（慶應義塾大学教授、弁護士）	加藤修

(注) 監査役のうち青木邦泰、加藤修の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	12名	253百万円	
監査役	4名	51百万円	
（うち社外監査役）	(2名)	(11百万円)	
合計	16名	304百万円	

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額（平成17年6月定時株主総会決議）：月額 22百万円以内（ただし、使用人兼務取締役使用人分は含まない。）
株主総会の決議による監査役報酬限度額（平成17年6月定時株主総会決議）：月額 7百万円以内
2. 上記の取締役に對する支給額には、使用人兼務取締役の使用人相当額81百万円を含んでいません。
3. 上記の取締役および監査役の支給額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した71百万円および役員退職慰労金引当金として費用処理した役員退職慰労金繰入額33百万円を含んでいます。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 青木邦泰

- (a) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。
- (b) 他の会社の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- (c) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (d) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会23回の全てに出席、監査役会21回の全てに出席し、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行っています。
- (e) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

監査役 加藤修

- (a) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。
- (b) 他の会社の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- (c) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (d) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に出席、監査役会21回のうち19回に出席し、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行っています。
- (e) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

2. 当社の重要な子会社のうち、日本光電アメリカ㈱、日本光電ヨーロッパ㈱、日本光電シンガポール㈱、上海光電医用電子儀器㈱、NKUSラボ㈱は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為を為したと判断される場合、または監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合は、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、啓蒙・研修を通じて役員・社員等に周知徹底します。

コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス推進者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。

コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける社内通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、リスク管理規定に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。

グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。

緊急の事態が発生した場合は、別途定めた社内規定に従い対処します。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

全取締役で構成する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。

社内規定により、各取締役および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ全てに適用する「日本光電行動憲章」に基づいて定めた諸規定に従い、経営管理します。

当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局は、監査役会の求めまたは指示により、監査役の職務の遂行を補助します。

監査役会事務局所属員の人事異動については、監査役会の同意を得ます。

取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。

前記に関わらず、監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができます。

監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を把握します。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役および監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換します。

監査役は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、株主の皆様が大量買付行為に応じられるかどうかは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様に必要な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益を毀損するものがある可能性も否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えています。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、昭和26年の創業以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。さらに高齢社会の訪れや疾病構造の変化等を踏まえ、臨床医療の場だけでなく、救急医療や在宅医療・介護、健康増進等の分野にも事業活動の場を広げています。

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に、社員の豊かな生活を創造する」を経営理念とし、商品、サービス、技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し続け、信頼を確立することを目指しています。

今般、上記の経営理念に基づき、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年中期経営計画を策定いたしました。新中期経営計画では、前中期経営計画のテーマ「経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立」および経営ビジョン「医用電子機器メーカーとしてのグローバルブランドの確立」を堅持し、新たな経営目標として「平成24年度までに売上高1,400億円、営業利益率10%、海外売上高比率30%を目指す」ことを掲げています。これらの実現に向けて3ヵ年の諸施策を着実に実行し、高収益体質の確立に努めることで、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上を図っていく所存です。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において取締役員数の18名以内から12名以内への削減、および取締役任期の1年への短縮を付議いたします。

不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役

会の賛同を得ているものは除き、市場取引、公開買付等の買付方法の如何を問わず対象とします。以下、「大量買付行為」といいます。)に対する基本ルール(以下、「本基本ルール」といいます。)を、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会でご承認を条件として、導入することを決議いたしました。

当社が営む医療機器事業においては、医療現場に密着して顧客である医師・看護師・技師の方々や患者様のニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。当社は、創業以来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外の顧客との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、長年の事業活動を通じて培った顧客、株主の皆様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

当社取締役会としましては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大量買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等のためには、上記のような当社の事業特性に関する十分な理解が不可欠と考えています。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付者から必要かつ十分な情報を提供いただいた後、当社の事業特性を十分に理解している取締役会がこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者と提案条件の改善について交渉し、あるいは株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記を踏まえ、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大量買付行為が行われる場合の 절차를明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保するため、本基本ルールを導入することといたしました。

本基本ルールでは、大量買付者に対し、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供および本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当社社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会が、大量買付提案の内容や当社取締役会の代替案について検討し、大量買付行為に対する対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大量買付者等が本基本ルールを遵守しなかった場合、または当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合など本基本ルールに定める要件に該当すると判断した場合は、その決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります。新株予約権には、大量買付者等は権利を行使できないという行使条件、および大量買付者等以外の株主の皆様には、当社取締役会が別途定める一定の行使期間に新株予約権1個につき当社株式1株と引き換えられる旨の条項等が付されます。また、買付提案の内容や当社取締役会の意見、独立委員会の意見書の内容、対抗措置の発動等については、適時・適切に情報開示を行います。本基本ルールの有効期間は、平成21年度決算終了後最初の定時株主総会(平成22年6月開催予定)終結の時までです。

本基本ルールの詳細につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類41頁から53頁をご参照ください。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の平成19年度から平成21年度までの3ヵ年中期経営計画は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本基本ルールは、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として導入するものであり、当社の基本方針に沿うものです。本基本ルールでは、取締役会の恣意的判断を排除するため、合理的な客観的発動条件を設定し、客観的発動条件に該当しない場合には、たとえ当社取締役会が大量買付行為に反対であったとしても、対抗措置の発動は行わないこととしています。また、独立委員会を設置し、対抗措置発動の際にはその意見を最大限尊重すると定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。さらに、株主総会での承認を導入の条件としていること、有効期間を3年と定めた上、有効期間内でも株主総会または取締役会の決議により廃止できるとされていること、取締役の任期を1年とすることなどにより、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,908	流動負債	26,376
現金及び預金	11,060	支払手形及び買掛金	16,121
受取手形及び売掛金	28,805	短期借入金	2,522
たな卸資産	15,008	未払金	859
繰延税金資産	3,214	未払法人税等	1,923
その他	947	未払費用	1,938
貸倒引当金	128	賞与引当金	1,806
固定資産	16,985	役員賞与引当金	77
有形固定資産	9,314	その他	1,127
建物及び構築物	3,189	固定負債	653
機械装置及び運搬具	697	長期借入金	111
工具器具及び備品	2,639	役員退職慰労金引当金	281
土地	2,499	繰延税金負債	222
建設仮勘定	288	その他	37
無形固定資産	1,043	負債合計	27,029
ソフトウェア	892		
その他	150	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,627	株主資本	46,983
投資有価証券	4,910	資本金	7,544
繰延税金資産	19	資本剰余金	10,485
その他	2,064	利益剰余金	30,709
貸倒引当金	366	自己株式	1,755
資産合計	75,894	評価・換算差額等	1,519
		その他有価証券評価差額金	1,468
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	49
		少数株主持分	361
		純資産合計	48,864
		負債及び純資産合計	75,894

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	96,679
売 上 原 価	49,246
売 上 総 利 益	47,432
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	39,458
営 業 利 益	7,973
営 業 外 収 益	815
受 取 利 息 及 び 配 当 金	82
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	46
為 替 差 益	429
そ の 他	257
営 業 外 費 用	341
支 払 利 息	92
固 定 資 産 売 除 却 損	67
そ の 他	180
経 常 利 益	8,448
特 別 利 益	33
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	13
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19
特 別 損 失	171
事 業 所 移 転 関 連 費 用	171
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,310
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,137
法 人 税 等 調 整 額	65
少 数 株 主 利 益	55
当 期 純 利 益	5,052

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	7,544	10,485	26,990	1,014	44,005
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			1,241		1,241
役員賞与の支給			92		92
当期純利益			5,052		5,052
自己株式の取得				741	741
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	3,719	741	2,978
平成19年3月31日残高	7,544	10,485	30,709	1,755	46,983

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	1,596		61	1,534	337	45,877
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						1,241
役員賞与の支給						92
当期純利益						5,052
自己株式の取得						741
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	128	0	111	15	23	8
連結会計年度中の変動額合計	128	0	111	15	23	2,986
平成19年3月31日残高	1,468	0	49	1,519	361	48,864

連結注記表

当連結会計年度より、連結計算書類は「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき作成しています。

連結計算書類作成の基礎となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社

（国内）	日本光電東京(株)	
	日本光電関西(株)	
	日本光電富岡(株)	他11社
（海外）	日本光電アメリカ(株)	
	日本光電ヨーロッパ(有)	他9社

なお、連結子会社は(株)ベネフィックス、日本光電フィレンツェ(有)の2社が増加し、日本光電情報システム(株)の1社が減少しています。

また、平成18年9月30日付で解散した(株)光電エンジニアリングは、平成19年1月10日に清算終了し、連結の範囲から除外しています。

また、(株)イー・スタッフは平成18年4月1日付で日本光電企画センタ(株)から社名を変更しました。

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1社

（国内） (株)コンコルド電子工業

持分法非適用関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、上海光電医用電子儀器(有)およびメディネット光電医療軟件上海(有)の決算日は12月31日ですが、連結決算日（3月31日）との差異が3ヵ月を超えていないため、連結に際しては、当該決算日の計算書類を使用し、かつ連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

4. 会計処理に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は主として次の方法によっています。

商品・製品・半製品：総平均法

仕掛品：個別法

原材料・貯蔵品：最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：当社および国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、海外連結子会社は主として定額法を採用しています。

無形固定資産：定額法を採用しています。ソフトウェアについては利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しています。

(4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

役員賞与引当金：役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の期間（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしています。

なお、当連結会計年度末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用（624百万円）を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

役員退職慰労金引当金：役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当期末要支給相当額を計上しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、海外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象：外貨建予定取引

ヘッジ方針：外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

ヘッジの有効性評価の方法：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一ですので、有効性判定を省略しています。

(8) 連結子会社の資産および負債の評価方法

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 会計方針の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しています。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ77百万円減少しています。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、48,502百万円です。

(3) のれんの償却費に関する事項

のれんの償却費については、原則として発生時以降5年間で均等償却しています。
ただし、金額が僅少のものは発生年度において全額償却しています。

6. 注記事項

(連結貸借対照表)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
(2) 有形固定資産の減価償却累計額は、16,634百万円です。
(3) 受取手形割引高 345百万円
(4) 当連結会計年度末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。連結会計年度末残高から除かれている連結会計年度末日満期手形は次のとおりです。
- | | |
|------|--------|
| 受取手形 | 571百万円 |
| 支払手形 | 173百万円 |

(連結損益計算書)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結株主資本等変動計算書)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
(2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数は、次のとおりです。
普通株式 45,765,490株
(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	576	13.0	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	664	15.0	平成18年9月30日	平成18年12月12日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	660	15.0	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(1株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,101円41銭です。
(2) 1株当たり当期純利益は、114円12銭です。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,125	流動負債	22,782
現金及び預金	7,499	買掛金	15,772
受取手形	302	短期借入金	732
売掛金	22,253	未払金	708
商製品	2,473	未払法人税等	1,510
半製品	4,132	未払費用	1,024
原材料	83	前受金	121
仕掛品	94	預り金	2,068
貯蔵品	65	賞与引当金	771
短期貸付金	2	役員賞与引当金	71
前渡金	5,215	その他の	1
繰延税金資産	22	固定負債	393
未収入金	1,116	長期借入金	11
その他の	6,956	役員退職慰労金引当金	281
固定資産	908	繰延税金負債	100
有形固定資産	16,608		
建物	6,499	負債合計	23,176
構築物	2,370		
機械及び装置	37	(純資産の部)	
車両運搬具	223	株主資本	43,093
工具器具及び備品	18	資本金	7,544
土地	1,600	資本剰余金	10,485
建設仮勘定	2,008	資本準備金	10,482
無形固定資産	793	その他資本剰余金	2
特許権	239	利益剰余金	26,818
電話加入権・施設利用権	793	利益準備金	1,149
ソフトウェア	0	その他利益剰余金	25,668
投資その他の資産	18	別途積立金	19,960
投資有価証券	774	繰越利益剰余金	5,708
関係会社株式	9,316	自己株式	1,755
関係会社出資金	4,814	評価・換算差額等	1,465
長期貸付金	2,227	その他有価証券評価差額金	1,464
その他の	1,501	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	27		
	1,111	純資産合計	44,558
	366		
資産合計	67,734	負債及び純資産合計	67,734

損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
高 上 売 上 原 価	62,231
上 原 価	35,675
総 利 益	26,556
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	20,168
営 業 利 益	6,387
営 業 外 収 益	1,482
受 取 利 息 及 び 配 当 金	628
為 替 差 益	428
そ の 他	424
営 業 外 費 用	194
支 払 利 息	15
固 定 資 産 売 除 却 損	57
そ の 他	122
経 常 利 益	7,675
特 別 利 益	274
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	13
関 係 会 社 清 算 益	241
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19
特 別 損 失	171
事 業 所 移 転 関 連 費 用	171
税 引 前 当 期 純 利 益	7,778
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,498
法 人 税 等 調 整 額	31
当 期 純 利 益	5,310

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	7,544	10,482	2	10,485	1,149	15,360	6,310	22,819	1,014	39,835
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							1,241	1,241		1,241
役員賞与の支給							70	70		70
当期純利益							5,310	5,310		5,310
自己株式の取得									741	741
自己株式の処分			0	0					0	0
別途積立金の積立						4,600	4,600			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計			0	0		4,600	601	3,998	741	3,257
平成19年3月31日残高	7,544	10,482	2	10,485	1,149	19,960	5,708	26,818	1,755	43,093

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	1,592		1,592	41,427
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				1,241
役員賞与の支給				70
当期純利益				5,310
自己株式の取得				741
自己株式の処分				0
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	127	0	126	126
事業年度中の変動額合計	127	0	126	3,131
平成19年3月31日残高	1,464	0	1,465	44,558

個別注記表

当事業年度より、計算書類は「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき作成しています。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式... 移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの..... 期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定して
います。)

時価のないもの..... 移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ(為替予約取引)は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は下記のとおりです。

商品・製品・半製品.....総平均法

仕掛品.....個別法

原材料・貯蔵品.....最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法によっています。

無形固定資産

定額法によっています。

なお、ソフトウェアについては利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしています。

なお、当期末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用(325百万円)を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給相当額を計上しています。

- (6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- (7) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (8) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりです。
ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建予定取引
ヘッジ方針
外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更

- (1) 役員賞与に関する会計基準
当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しています。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ71百万円減少しています。
- (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等
当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、44,557百万円です。

3. 注記事項

（貸借対照表関係）

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は、次のとおりです。
短期金銭債権 32,688百万円
短期金銭債務 7,671百万円
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額は、11,771百万円です。
- (4) 関係会社および従業員の金融機関等からの借入に対する債務保証残高は、56百万円です。
- (5) 当事業年度末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。事業年度末残高から除かれている事業年度末日満期手形は次のとおりです。
受取手形 47百万円

(損益計算書関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
(2) 関係会社との取引高は、次のとおりです。

売上高	50,931百万円
仕入高	19,353百万円
営業取引以外の取引高	1,077百万円

(株主資本等変動計算書関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
(2) 当事業年度の末日における自己株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	1,727,745株
------	------------

(税効果会計)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	300百万円
賞与引当金繰入超過額	313百万円
貸倒引当金繰入超過額	149百万円
関係会社株式等評価損	406百万円
減価償却資産償却超過額	776百万円
その他	681百万円
繰延税金資産 小計	2,628百万円
評価性引当額	473百万円
繰延税金資産 合計	2,154百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,005百万円
前払年金費用	132百万円
その他	0百万円
繰延税金負債 合計	1,138百万円

繰延税金資産の純額 1,016百万円

(リースにより使用する固定資産)

- (1) リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	<u>工具器具及び備品</u>
取得価額相当額	6百万円
減価償却累計額相当額	5百万円
期末残高相当額	0百万円
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	0百万円
1年超	-百万円
合計	0百万円

支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	1百万円
減価償却費相当額	1百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	11百万円
1年超	- 百万円
合計	11百万円

(関連当事者との取引)

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員の 兼任等	事業上の関係				
日本光電東京(株)	100		当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 運用預り金	6,671 748	売掛金 預り金	2,891 1,755
日本光電関西(株)	100		当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 資金の貸付	7,706 180	売掛金 短期貸付金	3,177 550
日本光電中部(株)	100		当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 資金の貸付	5,106 100	売掛金 短期貸付金	1,699 800
日本光電富岡(株)	100	兼任1名	当社医用電子 機器および 変成器製造	当社販売用製品の 仕入 資金の貸付 材料仕入の立替	16,827 400 14,909	買掛金 短期貸付金 未収入金	5,192 400 5,971
日本光電アメリカ(株)	100	兼任1名	当社医用電子 機器販売	当社製品の販売 資金の貸付	2,836 25	売掛金 短期貸付金	458 826
日本光電ヨーロッパ(有)	100		当社医用電子 機器販売	当社製品の販売	3,618	売掛金	1,892

(注) 取引金額には消費税等を含まず、期末残高のうち、預り金および短期貸付金は消費税等を含まず、その他の期末残高には消費税等が含まれています。

(1株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,011円83銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、119円94銭です。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

日本光電工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮崎敬之 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 篠崎卓 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 石戸喜二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

日本光電工業株式会社

取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮崎敬之 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 篠崎卓 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 石戸喜二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月17日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊地知 温 威 ㊟

常勤監査役 斉 藤 久 ㊟

社外監査役 青 木 邦 泰 ㊟

社外監査役 加 藤 修 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

利益の配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。第56期の期末配当につきましては、引き続き業績が順調に推移しましたので、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金15円 総額660,566,175円

注) 中間配当(1株につき金15円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき4円増配の金30円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成19年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営の意思決定を迅速に行うため、取締役の員数を18名以内から12名以内とするものであります。
- (2) 事業年度における取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に即応できる最適な経営体制とするため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線 で示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第20条 当社の取締役は、 <u>18</u> 名以内とする。	第20条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
(任 期)	(任 期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	荻野和郎 (昭和16年1月4日)	昭和41年4月 日本電信電話公社入社 昭和56年7月 同社東海電気通信局施設部長 昭和59年2月 同社技術局画像通信部門担当調査役 昭和60年3月 同社退職 昭和60年4月 当社入社、顧問 昭和60年8月 当社心電図事業部長 昭和60年10月 当社取締役 昭和61年10月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役社長（現任）	141,630株
2	中田秀明 (昭和21年2月11日)	昭和43年5月 当社入社 昭和55年8月 日本光電四国(株)代表取締役専務 昭和60年8月 日本光電九州(株)代表取締役専務 平成3年4月 日本光電関西(株)代表取締役社長 平成7年6月 当社取締役 平成10年4月 当社営業本部長 平成11年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役営業担当（現任）	7,900株
3	鈴木文雄 (昭和23年11月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成6年4月 日本光電アメリカ(株)取締役社長 平成10年4月 当社経営企画室長 平成11年4月 当社人事部長 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役（現任） 平成17年4月 当社システム事業本部長 平成18年4月 当社医療機器技術センター所長 平成19年4月 当社総務人事部長（現任）	10,500株
4	篠崎國雄 (昭和17年11月24日)	昭和43年4月 当社入社 昭和63年4月 当社監視装置事業部生産部長 平成6年4月 当社品質保証部長 平成11年6月 日本光電富岡(株)代表取締役社長（現任） 平成11年6月 当社取締役 平成14年4月 上海光電医用電子儀器(有)董事長（現任） 平成16年6月 当社常務取締役（現任）	19,231株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
5	原 澤 栄 志 (昭和21年10月1日)	昭和44年4月 当社入社 平成11年4月 当社事業本部副本部長 平成11年10月 当社医療情報技術事業部長 平成13年4月 当社市場戦略室長 平成14年4月 当社システム事業本部長 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成17年4月 当社品質管理本部長 平成18年4月 当社生体情報技術センタ所長(現任) 平成19年4月 メディネット光電医療軟件上海(有)董事長(現任)	5,400株
6	白 田 憲 司 (昭和26年7月25日)	昭和50年4月 ㈱埼玉銀行入行 平成14年3月 ㈱あさひ銀行執行役員 平成15年6月 ㈱埼玉りそな銀行取締役兼執行役員 平成16年3月 同行取締役兼執行役員退任 平成16年5月 当社入社 平成16年10月 当社内部監査役 平成17年4月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 当社管理統括部長(現任)	4,200株
7	上 平 田 利 文 (昭和22年7月6日)	昭和41年4月 当社入社 平成10年4月 日本光電U K(株)社長 平成11年1月 日本光電ヨーロッパ(有)社長 平成13年4月 日本光電イタリア(有)社長 平成15年4月 日本光電イペリア(有)社長 平成15年6月 当社海外事業本部長(現任) 平成15年6月 当社取締役(現任)	20,900株
8	赤 羽 武 (昭和22年10月31日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年4月 当社海外事業部海外業務部長 平成9年4月 日本光電富岡(株)計数管理部長 平成11年4月 同社総務部長 平成13年4月 当社経営企画室長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任)	10,900株

- (注) 1. 当社は候補者篠崎國雄氏が董事長を兼務しております上海光電医用電子儀器(有)に対し、同社製品に使用する部品を供給し、当社製品に使用する部品の仕入、加工を委託し、また同社の行う銀行取引に対し債務保証を行うなどの取引があります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役12名および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額71,000,000円（取締役分64,100,000円、監査役分6,900,000円）を支給することといたしたいと存じます。

第5号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役鎗田 勝氏、神原宏臣氏、杉山雅己氏、土井治人氏の4名は本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鎗 田 勝	平成7年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役（現任）
神 原 宏 臣	平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役（現任）
杉 山 雅 己	平成14年6月 当社取締役（現任）
土 井 治 人	平成17年6月 当社取締役（現任）

また、当社は、経営改革の一環として、役員報酬制度の見直しを行いました結果、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを、平成19年5月18日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役8名および任期中の監査役4名に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、その支給の時期は各役員の退任時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
萩野和郎	昭和60年10月 当社取締役 昭和61年10月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役社長（現任）
中田秀明	平成7年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役（現任）
鈴木文雄	平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役（現任）
篠崎國雄	平成11年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役（現任）
原澤栄志	平成14年6月 当社取締役（現任）
上平田利文	平成15年6月 当社取締役（現任）
赤羽武	平成17年6月 当社取締役（現任）
白田憲司	平成17年6月 当社取締役（現任）
伊地知温威	平成17年6月 当社常勤監査役（現任）
斉藤久	平成17年6月 当社常勤監査役（現任）
青木邦泰	平成14年6月 当社監査役（現任）
加藤修	平成16年6月 当社監査役（現任）

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

平成17年6月29日開催の第54回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額2,200万円以内、監査役の報酬額は月額700万円以内とご承認いただきましたが、役員退職慰労金制度の廃止および取締役の自社株取得目的報酬制度の導入、ならびに会社法の施行に伴い従来利益処分として支給していた役員賞与を今後は報酬額内で支給することを考慮し、取締役の報酬額を年額4億円以内、監査役の報酬額を年額8,000万円以内と、改めさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は12名、監査役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名、監査役は4名となります。

第7号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策の導入の件

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として、特定株主グループ（注1）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注2）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合（注3）が20%以上となる当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役会の賛同を得ているものは除くものとします。市場取引、公開買付等の買付方法の如何を問わず対象とし、以下、「大量買付行為」といいます。）に対する基本ルール（以下、「本基本ルール」といいます。）を、本総会でのご承認を条件として、導入することを決議いたしました。本議案は、本基本ルールの導入について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、現在、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社株券等の大量買付行為に関する提案がなされている事実はありません。

（注1）

特定株主グループとは、当社の株券等の保有者（証券取引法（以下、「証取法」といいます。）第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または、当社の株券等の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）

株券等とは、証取法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

（注3）

議決権割合とは、特定株主グループが、（注1）の場合、当該保有者の株券等保有割合（証取法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮するものとします。）、または、特定株主グループが、同の場合、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等の所有割合の合計をいいます。

・当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取り組みについて

1. 経営方針

当社は、昭和26年の創業以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。さらに高齢社会の訪れや疾病構造の変化などを踏まえ、臨床医療の場だけでなく、救急医療や在宅医療・介護、健康増進等の分野にも事業活動の場を広げています。

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に、社員の豊かな生活を創造する」を経営理念とし、商品、サービス、技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し続け、信頼を確立することを目指しています。

今般、上記の経営理念に基づき、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年中期経営計画を策定いたしました。当社は、前中期経営計画（平成16年度～平成18年度）で、経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立をテーマとし、企業価値向上のための諸施策を積極的に展開してきました。国内では、病院のIT化を促進するシステムネットワーク商品など、医療制度改革に対応した市場ニーズの高い商品の開発を進めるとともに、急性期病院市場におけるシェア拡大および新たに形成されたPAD市場でのAEDの普及促進に努め、海外では米州、欧州、アジア州の3極販売体制の構築に取り組みました。その結果、最終年度にあたる平成18年度につきましては連結売上高、連結経常利益、海外売上高比率のいずれも当初計画を上回る成果を挙げることができました。新中期経営計画では、この成果を踏まえ、前中期経営計画のテーマ「経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立」および経営ビジョン「医用電子機器メーカーとしてのグローバルブランドの確立」を堅持し、新たな経営目標として「平成24年度までに売上高1,400億円、営業利益率10%、海外売上高比率30%を目指す」ことを掲げています。これらの実現に向けて3ヵ年の諸施策を着実に実行し、高収益体質の確立に努めることで、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上を図っていく所存です。

2. コーポレート・ガバナンス

当社は、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることは重要な経営課題であると考えています。今般、当社取締役会は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、下記のとおり経営体制の整備を行うことを決議いたしました。

・取締役の員数削減

経営の意思決定を迅速に行うため、取締役の員数を18名以内から12名以内に削減する旨の定款変更議案（第2号議案）を本総会に付議いたしました。

・取締役の任期短縮

事業年度における取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に即応できる最適な経営体制とするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の定款変更議案（第2号議案）を本総会に付議いたしました。

・執行役員制度の導入

経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図るため、執行役員制度を導入いたします。

・本基本ルール導入の目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、株主の皆様が大量買付行為に際されるかどうかは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が十分な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益を毀損するものがある可能性も否定できません。

医療機器事業においては、医療現場に密着して顧客である医師・看護師・技師の方々や患者様のニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。当社は、創業以

来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外の顧客との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、長年の事業活動を通じて培った顧客、株主の皆様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

当社取締役会としましては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大量買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等のためには、上記のような当社の事業特性に関する十分な理解が不可欠と考えています。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付者から必要かつ十分な情報を提供いただいた後、当社の事業特性を十分に理解している取締役会がこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者と提案条件の改善について交渉し、あるいは株主の皆様が代替案を提示することもあります。

上記を踏まえ、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大量買付行為が行われる場合の 절차를明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保するため、本基本ルールを導入することといたしました。

．本基本ルール

1．本基本ルールの概要

- (1) 当社の株券等の大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といい、当該大量買付者と証取法第27条の2第7項に規定する特別関係者に該当する者を合わせて「大量買付者グループ」といいます。）は、事前に当社取締役会に対して通知の上、大量買付者グループおよびその大量買付行為に関する必要かつ十分な情報提供（以下、「大量買付提案」といいます。）を行うものとします。
- (2) 当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や大量買付行為に対する対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。
- (3) 当社取締役会は、大量買付者から大量買付行為の事前通知を受けた場合には、独立委員会に対して意見を求め、その意見を最大限尊重した上で対抗措置発動の可否につき判断します。なお、大量買付行為に対して同意する場合には、独立委員会に意見を求めることを要しないものとします。
- (4) 当社取締役会による評価・検討および協議・交渉に要する期間（独立委員会による検討等に要する期間を含みます。）は、大量買付者から提出された大量買付提案による情報提供が十分なものであると当社取締役会が判断し、その旨の通知を大量買付者に行った日から、大量買付提案評価の難易度に応じ、原則として60日間または90日間とします。なお、大量買付者グループは、この期間が終了するまでは、大量買付行為を開始できないものとします。
- (5) 独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当該大量買付行為が、後記2(4)aに定める場合に該当すると当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会はその決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります。ただし、大量買付者グループが本基本ルールを遵守し、後記2(4)aに該当しない場合は、たとえ当社取締役会が当該大量買付行為に反対であったとしても、対抗措置の発動は行いません。
- (6) 対抗措置発動により発行される新株予約権には、大量買付者グループは行使できないとの制限が付されません。

(7) 本基本ルールの有効期間は、その導入後3年間とします。

2. 本基本ルールの内容

(1) 買付意向表明書の提出

a. 大量買付者は、大量買付行為を行う前に、下記必要情報を記載した大量買付提案書、および、当該大量買付者グループが本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、大量買付提案書と併せて「買付意向表明書」といいます。）を、当社取締役会に提出しなければなりません。

大量買付者グループの概要（名称、所在地、設立準拠法、株主構成、国内連絡先、事業内容、財務内容等）

大量買付行為の目的、方法および内容

当社株券等買付対価およびその算定根拠

買付資金の裏付け、借入れの場合にはその借入先および返済計画

買付対価が現金以外の場合、その内容および評価に関する事項

買付行為完了後の当社に対する経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等

買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等当社の利害に関係する者の処遇、および当社労働組合への対処方針等

その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断した事項

b. 大量買付行為の提案があったこと、および当社取締役会に提出された買付意向表明書記載の情報は、当社取締役会の判断で、適時・適切にその全部または一部を情報開示いたします。

(2) 独立委員会による検討

a. 当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や対抗措置発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外監査役、社外有識者の中から当社取締役会が指名する3名以上の独立委員で構成するものとします（独立委員会の概要につきましては参考資料(2)、独立委員候補者につきましては参考資料(3)をご参照ください。）。

b. 当社取締役会は、買付意向表明書が提出された後、速やかに、当社取締役会から独立して設置される独立委員会の開催を依頼します。

c. 独立委員会は当社取締役会の諮問機関として、買付意向表明書の内容、および、当社取締役会が当該大量買付行為に対する代替案を有する場合においては当社代替案について、検討し、その理由を添えて、対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します（以下、「検討等」といいます。）。独立委員会の検討等の内容につきましては、適時かつ適切に情報開示を行います。なお、独立委員会は以下につき検討するものとします。

大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況

買付意向表明書に記載された内容が2(1)a記載の情報として必要かつ十分なものかどうかの検討

大量買付者グループに対する追加情報の提供依頼、質問状の送付および聞き取り調査

買付意向表明書に記載された内容、および追加提供情報の検討

当社代替案の内容の検討

当社取締役会による大量買付者グループとの協議・交渉結果の評価

対抗措置発動の可否

対抗措置実行中止の可否

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- d. 独立委員会は、買付意向表明書記載の当該大量買付提案内容と、当社取締役会の事業計画等との比較検討が必要と判断する場合には、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に当該大量買付提案の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができるものとします。
- e. 独立委員会は、その判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社の費用負担により、独立の外部アドバイザー（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者などの専門家等）からの助言を得ることができます。

(3) 検討期間

- a. 独立委員会による検討等、ならびに当社取締役会による評価・検討および協議・交渉に要する期間は、独立委員会の意見を求めた上で、当社取締役会が大量買付者グループからの情報提供が十分なされたと判断し、大量買付提案を検討・評価するプロセスを開始したことを当該大量買付者に通知（以下、「開始通知」といいます。）した日から、大量買付提案評価の難易に応じ以下の通りとします（以下、「検討期間」といいます。）。なお、大量買付者グループは、この検討期間が終了するまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。
 - <対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の大量買付提案の場合>…60日間
 - <その他の大量買付提案の場合>…90日間
- b. 独立委員会は、開始通知後においても、買付意向表明書記載の内容が不十分・不明確と判断した場合は、直接または当社取締役会を通じて、大量買付者グループに対して合理的な範囲内で追加情報の提供依頼、質問状の送付を行うことがあります。この場合においては、大量買付者グループからの追加情報の提供があるまでは、前記a記載の検討期間の進行は停止するものとします。
- c. 当社取締役会は、独立の外部アドバイザーからの助言も得ながら、大量買付提案を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大量買付提案内容の改善のために大量買付者グループと協議・交渉を行い、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 対抗措置を発動する場合

- a. 当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重した上で、当該大量買付行為が以下の場合に該当すると判断した場合は、その決議により対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります。ただし、以下の場合に該当しない場合は、たとえ当社取締役会が当該大量買付行為に反対であったとしても、対抗措置の発動は行いません。なお、対抗措置の発動につきましては適時かつ適切に情報開示を行いま

す。

本基本ルールを大量買付者グループが遵守しない場合（遵守するとの誓約文言を記載した書面を提出しない場合も含む）

当該大量買付行為が、以下のように、株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合

- ・当社株券等を買占め、当該株券等について当社あるいは当社の関係者に高値で買取りを要求する場合（いわゆる「グリーンメーラー」の場合）
- ・当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等（知的財産権、ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含む、以下同じ。）を廉価で取得したり、大量買付者グループの債務の担保や返済原資へ流用するなど、当社の犠牲の下に大量買付者グループの利益を実現する経営を行う場合
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の資産等を処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇を狙って高値で売り抜ける場合
- ・上記の他、大量買付者グループが真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者グループによる当社支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合

強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある場合

買付等の条件（買付等の対価の価値・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の経営方針・事業計画、および買収等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客等当社の利害に係る者に対する対応方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

- b. 対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、一定の基準日を設定した上で、基準日時点における当社株主に対し、新株予約権の無償割当ての決議を行います。当該決議により発行される新株予約権には、大量買付者グループは行使できないという内容の行使条件、および大量買付者グループ以外の株主には、当社取締役会が別途定める一定の行使期間に新株予約権1個につき当社株式1株と引き換えられる旨の条項等が付されます（新株予約権の詳細につきましては、参考資料(1)をご参照ください。）。
- c. 当社取締役会は、必要に応じ、対抗措置発動後も大量買付者グループと協議・交渉を行うことがあります。その結果、大量買付者グループから大量買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、当社取締役会による対抗措置発動の判断の基礎となった事項に重要な変更が生じる場合があります。そのような場合には、対抗措置の発動により生じる株主の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、独立委員会の意見を求めた上で、当社は、当社取締役会決議により、新株予約権の発行を中止することがあります。

(5) 本基本ルールの有効期間および変更・廃止

- a. 本基本ルールの有効期間は、本総会の承認後に導入されてから平成21年度決算終了後最初の定時株主総会（平成22年6月開催予定）終結の時までとします。本基本ルールを継続する場合には、再度当社株主総会にお諮りします。

- b. 本基本ルールは、本総会決議の基本的な趣旨に反しない場合には、その有効期間内であっても、各種法令や証券取引所の諸規則等の改正等を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、取締役会において所要の変更・見直しを行う場合があります。また、当社株主総会にて本基本ルールを廃止する旨の議案が可決された場合、または当社取締役会により本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、本基本ルールは廃止されます。当社取締役会は、本基本ルールの変更または廃止がなされた場合には、その旨およびその内容につき、適時かつ適切に情報開示を行います。

(6) 法令の読み替え

本基本ルールにおいて引用する法令の規定は、平成19年5月18日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、各引用されている条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、各条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

株主・投資家の皆様に与える影響について

1. 本基本ルール導入時の影響

本基本ルール導入時点においては、新株予約権の割当ては行われません。よって、株主・投資家の皆様に経済的な影響が生じることはないと予想されます。

2. 対抗措置発動時の影響

独立委員会の意見を踏まえ、当社取締役会が株主共同の利益を守るために、対抗措置を発動した場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株に対して新株予約権が1個無償で割当てられます。この新株予約権を行使するためには所定の期間内に付与された新株予約権の個数×1円の払込みのほか、所定の手続きが必要となります。仮に、株主の皆様が、所定の期間内にその手続きを行わなければ、その保有する株式が希釈化することとなります。ただし、取得条項付新株予約権を割当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割当てられますので、株主の皆様からの払込みは必要なく、その保有する株式も希釈化しません。

3. 対抗措置実行中止時の影響

当社が、対抗措置の実行を中止する場合には、新株予約権割当期日の4営業日前までに行います。したがって、新株予約権の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、対抗措置の実行が中止になることはありません。また、株主の皆様が新株予約権が割当てられた後に、当社株式を交付することなく新株予約権の無償取得が行われることもありません。よって、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主・投資家の皆様は、不測の損害を被る事態は想定されません。

・ 本基本ルールの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本基本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充たしています。

2. 株主意思の尊重

本基本ルールは、本総会におけるご承認を条件として導入されます。また、導入後も、当社株主総会において本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本ルールはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や対抗措置発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。また、独立委員会の検討等の内容については株主の皆様に開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的発動条件の設定

本基本ルールにおける対抗措置は、2(4)aに記載の通り、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合のみ発動されるよう設定しており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

5. 取締役の任期が1年であること

本基本ルールの導入と併せ、本総会において、当社取締役の任期を1年とする定款変更を行う予定であります。よって、たとえ本基本ルールの有効期間中であっても、毎年の取締役の選任を通じて、本基本ルールについての株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。

6. デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

当社の株券等を大量に買付けた者は、本総会で本基本ルールの導入を不承認とすることにより本基本ルールの導入を阻止することができます。また、本基本ルール導入後においても、当社株主総会で本基本ルールを廃止する旨の議案を可決させ、または、本基本ルールに反対の者を当社取締役に指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本基本ルールを廃止することも、もしくは、本基本ルールに基づく対抗措置の発動を阻止することも可能であります。よって、本基本ルールはデッドハンド型買収対抗措置（取締役会構成員の過半数を交代させても、発動を阻止できない対抗措置）を導入するものではありません。

参考資料(1) 新株予約権発行要綱

1. 発行する新株予約権の総数

本新株予約権の発行決議において当社取締役会が割当期日として定める日(以下、「割当期日」という。)における当社の最終の発行済株式数(同日最終における当社所有の普通株式を除く。)を上限とします。

2. 新株予約権割当ての対象となる株主およびその割当条件

割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式1株につき、1個の割合で本新株予約権を割当てます。ただし、当社の所有する当社普通株式には本新株予約権は割当てません。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式数(以下、「対象株式数」という。)は、本新株予約権1個につき1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式は以下の算式により調整されるものとします。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割比率(又は併合比率)

(ただし、調整の結果生じた1株未満の端数は切り捨て)

4. 新株予約権の発行価額

株主に対する無償割当の方法によるため、発行価額は無償とします。

5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額およびその払込み取扱金融機関

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、当社普通株式1株当たり1円とします。また払込み取扱金融機関については当社取締役会で別途定めることとします。ただし、取得条項付新株予約権を割当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株を割当てるものとし、払込みは不要です。

6. 新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は新株予約権の効力発生日(ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合は当該日)を初日とし、1ヶ月間~3ヶ月間までの範囲で新株予約権発行決議において当社取締役会が定める期間とします。また、行使期間の最終日が払込み取扱金融機関の休業日に当たった場合は、その翌営業日を最終日とします。

7. 新株予約権の行使条件

A) 本新株予約権を複数所有する者は、その保有する本新株予約権の全部または一部を行使することができます。ただし、一部を行使する場合は、その保有する本新株予約権を整数単位でのみ行使することができます。

B) 以下の者は、原則として、その所有する本新株予約権を行使できません。ただし、あらかじめ当社取締役会の賛同を得ているものを除きます。

大量買付者、または、本基本ルール導入後、本基本ルールを遵守することなく大量買付行為を行った者
その共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定される者、および同条第6項に基づき共同保有者と
みなされる者。当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）

その他特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定される者。当社取締役会がこれに該当すると認め
た者を含む。）

上記～に該当する者から、本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者
上記～に該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の
支配下にある者、または協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）

- C) 本新株予約権を有する者が本要綱7-B)に基づき本新株予約権を行使することができない場合であっても、
当社は本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

8. 名義書換

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合、対抗措置発動に伴う新株予約権の割当期日を公告し、割当
期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権の割当てがなされ
ます。よって、株主においては、その保有する名義書換が済んでいない当社株式については速やかに株式の名
義書換手続を行う必要があります。なお、証券保管振替機構預託の株式については上記手続は不要です。

9. 新株予約権の行使手続

新株予約権の割当てを受けた株主には、当該新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容およ
び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足する
こと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）
その他権利行使に必要な書類を当社より送付します。

新株予約権の割当て後、株主は、別途当社取締役会が定める権利行使期間内に、上記必要書類を提出した上
で、当該新株予約権1個につき1円を払込み取扱金融機関に払い込むことにより、当該新株予約権1個当た
り、当社普通株式1株が発行されます。ただし、取得条項付新株予約権を割当てる場合は、当社による自己
の新株予約権の取得の対価として当社新株が割当てられますので、払込みおよび権利行使に必要な書類の提
出等は必要ありません。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者グループ等
でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご
提出いただくことがあります。

10. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とします。

11. 新株予約権発行の中止

当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、割当期日の4営業日前まで
は独立委員会の意見を求めた上で新株予約権の発行を中止することがあります。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行します。

13. 新株予約権に基づき発行される株式の配当起算日

新株予約権の行使または当社による新株予約権取得により発行される当社普通株式に関する最初の配当金は、当該新株発行の効力発生日の属する配当計算期間の初めに新株発行の効力が発生したものとみなして、これを支払います。

14. 新株予約権者への通知

新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うこととし、当該通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなします。なお、新株予約権者に、当該通知が到達したとみなされた日から2週間以内に、新株予約権者より書面にて当社宛に別段の意思表示がなされない場合には、新株予約権者はこれを承諾したものとみなします。

15. 法令改正等による修正

法令の改正（新設含む）により、本要綱に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合は、当該法令改正の趣旨を考慮し、条項ないし用語の意義等を合理的な範囲内で読み替えることとします。

参考資料（2）独立委員会の概要

1. 独立委員会は、3名以上の独立委員で構成するものとします。独立委員は、当社取締役会が当社社外監査役、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、経営経験豊富な会社経営者、投資銀行業務に精通する者等）の中から指名し、独立委員に就任する者は以下の～のいずれにも該当しないものとします。また、独立委員会の委員長は独立委員の互選により選任するものとします。

当社の大株主（発行済株式総数の5%超）、またはその利益を代表する者

当社のグループ会社（グループ会社とは、当社が議決権の過半数を有する会社をいい、当社の子会社または孫会社が議決権の過半数を有する会社を含みます。）の取締役もしくは従業員である者、またはあった者

当社と重要な取引関係（当社が当該会社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額、または当該会社が当社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額の合計額が年間1億円もしくは当該会社の連結売上高の2%のいずれか高い方の金額を超えている）がある会社、または過去3年以内にあった会社の取締役、執行役もしくは従業員

当社のアドバイザー（顧問弁護士や経営コンサルタントなどをいい、社外取締役、社外監査役は含みません。）として、高額（年間1千万円以上）の報酬を受取っている者、または過去3年以内に受取ったことがある者

上記～のいずれかに該当する者の近親者（2親等以内の親族または同居親族）

独立委員に就任してから、6年超を経過している者

2. 独立委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとします。

3. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員が全員出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。ただし、止むを得ない事由があるときは、独立委員会の当該決議において議決権を有する委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができます。また、可否同数の場合は、委員長の決裁によりこれを決することができますが、対抗措置発動の可否または対抗措置発動後その中止を決定する場合の決議には、独立委員2名以上の賛成を要することとします。
4. 独立委員会が検討等を行うに際し、独立委員の中に当社と利益相反関係にあると当社取締役会が判断する者がいる場合には、当社取締役会は独立委員会に対し、当該委員が独立委員会における当該検討等のプロセスに関与しないことを請求することができます。かかる請求があった場合には、独立委員会は、当該請求を受けた委員を除いた委員により、当社との利益相反の有無につき判断し、当社取締役会の請求に理由があると判断する場合には、以後の検討等のプロセスから当該委員を除外するものとします。また、独立委員は、自己が当社と利益相反関係にあると判断する場合には、独立委員会における検討等のプロセスに関与しないことを、当社取締役会に対し自ら申し出ることができます。なお、本項の結果検討等に加わることのできる独立委員の数が3名に満たなくなる場合には、当社取締役会は、第1項記載の要件を満たす者の中から新しく独立委員を追加指名するものとします。ただし、緊急を要する場合など正当事由のある場合には、追加指名をしなくてもよいこととします。なお、独立委員会が対抗措置発動を可とする決議を行うには2名以上の賛成が必要なため、単独の独立委員によって独立委員会の対抗措置発動を可とする決定が行われることはありません。

参考資料(3) 独立委員会委員候補者の略歴

加藤 修 (かとう・おさむ)

【略歴】

昭和19年生まれ

昭和51年4月 慶應義塾大学法学部助教授

昭和56年4月 慶應義塾大学法学部教授(現在)

昭和58年9月 慶應義塾大学法学博士

平成15年9月 弁護士登録(東京弁護士会)(現在)

平成16年6月 当社監査役就任(現在)

加藤修氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

森脇 純夫（もりわき・すみお）

【略歴】

昭和32年生まれ

昭和56年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 石井法律事務所入所

平成3年4月 石井法律事務所パートナー（現在）

平成11年4月 司法研修所教官（民事弁護）（平成14年1月まで）

平成17年4月 新司法試験審査委員（民法）（現在）

平成19年4月 東京大学法科大学院客員教授（現在）

森脇純夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

賀川 寛一郎（かがわ・かんいちろう）

【略歴】

昭和25年生まれ

昭和50年4月 昭和監査法人入所

昭和53年9月 公認会計士登録

昭和55年7月 賀川公認会計士事務所開設（現在）

昭和58年7月 東陽監査法人入所

平成元年3月 朝日監査法人入所

賀川寛一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお同氏は東陽監査法人に在籍している間も含め、これまで当社の監査に実際に関与したことはありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

1号館 4階ホール

電話 (03) 5996-8000(代表)

交通

都営大江戸線：落合南長崎駅下車 A1出口 徒歩約8分

西武新宿線：新井薬師前駅下車 徒歩約20分

注：平成19年7月末まで北原橋通行止の為、西武新宿線新井薬師前駅からのご来場はお時間がかかりますので、都営大江戸線落合南長崎駅からのご来場をおすすめいたします。

(駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場は)
ご遠慮くださいますようお願いいたします。